

社会福祉法人春秋会 通所介護事業 予防通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会が開設する社会福祉法人春秋会松鶴園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護、予防通所介護（以下「通所介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------------------|
| 一 名 称 | 社会福祉法人春秋会 松鶴園 |
| 二 所在地 | さいたま市岩槻区大字古ヶ場11番地 |
| 三 事業単位 | 1 単位 |
| 四 定 員 | 18名 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| 一 管理者 1名（兼務） | 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| 二 生活相談員 1名以上（常勤及び兼務） | 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| 三 看護職員 看護士1名 | 看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。 |
| 四 介護職員 常勤換算2名以上 | 介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。 |
| 五 機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務） | 機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 一 営業日 | 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除く。 |
| 二 営業時間 | 午前9時00分から午後5時00分までとする。 |

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護の留意事項は次のとおりとする。

- | |
|--|
| 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。 |
|--|

- 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画及び予防通所介護計画の作成)

第7条 生活相談員は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画及び予防通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成するものとする。

- 2 生活相談員は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(指定通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食費 1食あたり 700円
- 二 おむつ代 実費
- 三 その他の日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 四 キャンセル料 利用料の1割の額。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、さいたま市岩槻区の区域とする。その他の地域については、応相談とする。

(緊急時における対応の方法)

第10条 指定通所介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 生活相談員 大野陽子
- 二 虐待防止に関する指針の整備
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

- 一 採用時研修を、採用後1ヶ月以内に行う。
- 二 採用後研修を、年1回以上実施する。
- 2 秘密の保持
 - 一 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 二 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申し込み者のサービスの選択に資するように努める。
- 4 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
- 5 要介護認定等の認定を受けていない利用申し込み者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。
- 7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日